

**牛久市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和8年3月**

**牛久市教育委員会**

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 ..... 3
2. 目標 ..... 5
3. 計画の期間 ..... 6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ..... 10
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて ..... 15

## 1. 計画の趣旨、現状

令和7年6月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という）に即して業務量管理・健康確保措置実施計画（次頁以降「計画」という）を策定することとされた。

### (1) 計画の趣旨

学校における働き方改革を実効的なものにするためには、教育委員会が計画の策定の段階から積極的な役割を果たすことで、教育に関わる全ての関係者が教育職員の業務量や健康及び福祉の確保に係る現状と分掌毎の困りを聴取し、優先順位を決めて課題に応じた取組の実施、検証及び改善を重ねていくことが必要である。学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教育職員の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教育職員自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分に確保し、教育職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、本計画に基づき必要な取組を進める。

本市では、令和7年3月に「牛久市教育大綱」及び「第2期牛久市教育振興基本計画」を策定し、基本理念として「未来を拓き、地域を担う人づくり ～未来を自分らしく生き、自身や社会の課題を解決しよう～」を掲げた。具体的には、児童生徒が持つ個性を原動力として、課題を解決しながら新たな価値を生み出すことを期待している。その達成のためには、児童生徒の思いを聴き、身に付いた知識や情報を再構築して自身や社会が「どうなったらよいか」を明確にして、体験も含めて学習を進めていかねばならない。未来を拓く人材となるためには、他者との協働が不可欠であり、確実な達成のためには、丁寧な支援が必要である。教育職員が深く本務に関わるためにも、本計画が是非とも必要となる。

## (2) 本市の現状

○ 本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を、「牛久市立学校管理規則」に定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。その後も様々な対策をし、次第に勤務時間は減少しつつある。

○ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 34 時間 50 分	27.7%	0.1%
中学校	月 41 時間 8 分	45.5%	0.5%
全体	月 37 時間 32 分	35.5%	0.3%

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が全体で35.5%と多くなっている。部活動や不登校対応などの業務の負担感が大きくなっており、部活動に関しては地域展開を図ることで、不登校対応は未然防止を徹底することで、教育職員の業務に必要な時間的余裕を創出し、教育の質の向上が図られると考える。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標（令和 11 年度）

- ・1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合（年平均）を 100%にする  
とともに、1 年間時間外在校時間を 360 時間以下にする。
- ・1 年間における1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。
- ・そのために、令和 8 年度には、まず、令和 6 年度時点で約 65%である1 箇月時間外在校時間が 45 時間以下の割合（年平均）を 80%にし、時間外在校時間 80 時間超を0%とする。
- ・計画の初年度である令和 8 年度は、考えられる対策をできるだけ実施に移すこととし、令和 8 年度に教頭による「業務量管理・健康確保措置プロジェクトチーム（PT）」を立ち上げ、更なる改革に乗り出す。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【令和6年度の数値】

- ・教育職員が「学びの高度専門職」として、子供に全力で向き合え、教育職員の職務の重要性にふさわしい処遇の改善を進める。
- ・教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、教育職員が教育職員でなければできない業務に専念でき、子供たちによりよい教育をする。
- ・年間の年次有給休暇（学校閉庁日は除く）の平均取得日数を 10 日以上にする【設定なし】等各学校に対して取得を促進する。
- ・学校評価アンケートに教育職員が、「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」等の項目を設け、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 【参考資料①】ロードマップ:目標達成までの道のり

### 2. 目標

#### (1)時間外在校等時間に関する目標

##### 【令和6年度 時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
全体 (小中学校)	月37時間32分	35.50%	0.30%



##### 【令和8年度 時間外在校等時間の目標】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
全体 (小中学校)	月30時間 程度に近づける	20.00%	0.00%

- ・年間の1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度に近づけるために
  - ➡時間外在校時間45時間以下の割合を80%とする【R6:65.5%】
  - ➡時間外在校時間80時間超の割合を0%とする【R6:0.3%】

##### 【令和11年度までに】

- ・年間の1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度とする
- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合(年平均)を100%とする
- ・1年間時間外在校等時間を360時間以下とする

#### (2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数:10日以上
- ・学校評価アンケート:
  - ➡「あなたは普段の仕事にやりがいを感じますか」等の項目を設け、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

### 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

【参考資料②】ロードマップ:目標達成までの道のり

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ学校以外が担うべき業務

番号	学校と教師の業務の3分類	2026	2027	2028	2029
		R8	R9	R10	R11
1	登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	実施状況を確認し、見守り必要箇所は、地域ボランティア等による学校支援活動の強化			
2	放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	放課後から夜間における校外の見回りは実施しない。補導された児童生徒の引き取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有【継続】			
3	学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)	給食費は公会計化済 市職員の給食費口座引落へ(条例改正)	教材等の学校徴収金はR10年度予算目途に公会計化の方向で検討【新規】		
4	地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	地域学校共同活動の検討、地域ボランティアの協力依頼、地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)との調整【新規】 学校運営協議会で「業務量管理・健康確保措置」含めた学校経営方針を承認【新規】			
5	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	令和6年9月開設:教育関連相談受付電話かっぱコール【継続】 行政による学校問題解決のための支援体制構築補助金(かっぱコール関係)【新規】 ※複雑化する事案に対し学校単独ではなく、専門家を交えた行政による支援体制を構築			

ロ教師以外が積極的に参画すべき業務

番号	取組	2026	2027	2028	2029
		R8	R9	R10	R11
6	調査・統計等への回答	教育委員会で現状把握、教育委員会で回答できる調査物を精査 R8.5月保護者連絡システムの導入【新規】	R8取組による効果の把握、課題の検証 保護者連絡システムにより、アンケートやチラシ等の情報発信は教育委員会から直接各家庭へ【継続】		
7	学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	情報教育指導員の配置【継続】			
8	ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	R2.11~ICT機器導入業者・ネットワーク設備構築業者に業務委託【継続】			
9	学校プールや体育館等の施設・設備の管理	自校プールを使用する小学校5校のプール清掃の外部委託費について、R9年度から予算化を検討【新規】 ひたち野うしく小学校を含む2小学校、5中学校、1義務教育学校は、ひたち野うしく小学校屋内プールを使用しており、その運営管理を外部委託【継続】			
10	校舎の開錠・施錠	学校の実情に応じた開錠・施錠のあり方について検討			
11	児童生徒の休み時間における安全への配慮	スクールアシスタントや保護者、地域住民を中心とした学校ボランティアの活用【新規】 学校運営協議会や地域協働活動へ依頼、事故等の予見及び回避に係る研修実施			

12	校内清掃	清掃時間・頻度の見直し【新規】 業務量管理・健康確保措置プロジェクトチームで協議			
13	部活動	R8.秋に休日の部活動の地域展開を実現【新規】			
		平日の部活動は地域クラブ活動推進協議会で審議【新規】			

八教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

番号	取組	2026	2027	2028	2029
		R8	R9	R10	R11
14	給食の時間における対応	小学校低学年の給食時の対応はスクールアシスタントがサポートへ【新規】			
15	授業準備	小学校へスクールサポートスタッフを配置【継続】			
		校内ICTを活用し教材や指導案を共有し市内小中義務教育学校へ展開【新規】			
16	学習評価や成績処理	自動採点システムの試行導入・効果検証【新規】			
		自動採点システムの導入、保護者への学習成果の伝達のしかたを検討【新規】			
17	学校行事の準備・運営	行事の実施目的の明確化と精選、日程の短縮・規模の縮小の検討 地域への協力依頼・地域ボランティアの活用、集会・委員会等の精選【継続】			
18	進路指導の準備	茨城県教育委員会に対し、高校入試制度の簡素化を要請【新規】			
19	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	5歳児健診実施に向けて保健福祉部と協議【新規】			
		こどもの未来応援センターやこども発達支援センターのぞみ園との連携【継続】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーとの連携【継続】			
		教育委員会で不登校支援訪問を年5回実施【継続】			
		外国人児童生徒やその保護者への日本語指導に係る支援員との連携【新規】 訪問型家庭教育支援体制の充実・学校との連携促進【継続】			

(2)学校における措置の推進

番号	項目	2026	2027	2028	2029
		R8	R9	R10	R11
1	「余白」の利用 ※教育の質の向上のための時間的余裕	週当たり授業時数28時間、各校教育課程の年間授業時数を年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定【新規】			
		教育課程編成は学習の習得状況や弱点を把握し補充学習等できる体制を整える【新規】			
		次期学習指導要領の答申や審議の進捗を参考に検討を進める【新規】			
2	電話の対応	決められた時間以外の電話は教育委員会に案内【新規・継続】			
		勤務時間内通話の自動録音機能はR8全校に設置予定【新規】			
3	保護者連絡システムの活用	新たな保護者連絡システムを導入することにより、今まで学校から発出していた配付物を教育委員会から直接各家庭へ連絡できるようにする【新規】			
4	夏休みの早出遅出勤務制度の活用	試行【新規】			
5	デジタル技術による会議の効率化	「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を実施、達成状況を令和11年度までに70%とする【参考：令和6年度49.84%】			

## ※参考資料③

### 学校と教師の業務の3分類

> 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。  
 > 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごとの議論**を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築


#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械設備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

#### 教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

※令和8年度に設置する教頭による「**業務量管理・健康確保措置プロジェクトチーム(PT)**」で更なる改革に取り組むほか、**教務主任と研究主任をメンバーとする『次期学習指導要領「余白」プロジェクトチーム(PT)』**を立ち上げ、令和8年度は余白の『**利用**』について検討し、令和9年度・10年度で余白を『**実行**』し、令和11年度に余白の『**検証**』を行うこととします。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

上記業務（「3分類」①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②児童生徒が補導された時の対応 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 関係）については、既に保護者、学校運営協議会や地域協働活動推進員協議会、地域住民の協力により実施中である。今後については担い手の高齢化が課題になっている。

なお、「3分類」⑤保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案の対応 関係）については、市教育委員会内に「教育関連相談受付電話かっぱコール」相談員を置き対応している。

#### ○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

・給食費は市独自施策により令和6年度より中学校無償化、小学校は令和8年度より国の「給食費負担軽減交付金」により一人当たり基準額5200円を国から支給され、残りが市負担になる。給食費においては公会計化を実施済であるが、課題として残っている市職員の給食費については、納付書払いとなっているため、令和8年度に市条例の変更も予定している。

・その他、教材費等については、県の「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン」に準じて、現金を扱わず効率的な事務作業について学校事務の共同実施協議会で話し合い、令和8年度に実施予定である。

・学校徴収金については、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和10年度予算を目途に公会計化の方向で検討を開始する。

## □ 教師以外が積極的に参画すべき業務

上記業務（「3分類」⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成 ⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 関係）については、ICT 支援員を配置しており、教師以外が参画している。

## ○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会各課で現状を確認し、連絡ツールを一本化する方向で整理する。
- ・学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減するため、教育委員会からの発出を厳選する。
- ・調査物や外部チラシ等の情報発信は、保護者連絡システムを変更することによって、今まで学校から発出していた配付物を市から直接各家庭に連絡できるようにする。

## ○学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールの清掃業務については、教育職員は授業等に付随して行うべき日常点検を中心に担うものとし、授業開始（プール開き）前の業務については教育委員会において令和9年度中に外部委託を行う方向で、市長部局と調整する。
- ・ひたち野うしく小学校のプール管理については、引き続き外部委託し、体育館等の地域開放についても引き続き教育委員会スポーツ推進課で担当する。

## ○児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）

- ・学級担任等の特定の教師が対応するのではなく、スクールアシスタントの活用や保護者、地域住民を中心とした学校ボランティアの活用を、各小学校の学校運営協議会や地域協働活動へ依頼し、事故等の予見及び回避に関する研修を実施する。
- ・令和9年度にスクールアシスタントが担う休み時間における安全の配慮に係る予算を計上する方向で、市長部局と調整する。

## ○校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・清掃時間・頻度の見直し、範囲の合理化について、教頭会内の「業務量管理・健康確保措置プロジェクトチーム（PT）」で協議をする。

## ○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年秋に、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、勤務時間内で部活動従事時間の設定ができる方向で、活動時間等の適正化に向けて担当間の調整を図り、教頭会内の「業務量管理・健康確保措置プロジェクトチーム（PT）」で検討し、市内中学校で協議するとともに共通理解を図る。早急に、平日の部活動の地域展開をしやすくする。平日の部活動に関しては部活動指導員の配置拡充等を進める。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

上記業務（「3分類」⑮授業準備 関係）については、市内小学校へスクールサポートスタッフを配置し、印刷を手伝っている。（「3分類」⑭給食の時間における対応 関係）については、小学校低学年のみスクールアシスタントがサポートに入っている。

## ○学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・自動採点を実施している学校から情報を聴取し、教育委員会として各校へ自動採点システムの導入を勧める。採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減し、児童生徒へのテスト問題の解説や補充授業計画に時間をかける。
- ・校内で ICT を活用して、教材や指導案の共有化を図っているが、それを市内小中義務教育学校に広める方向性で検討を始める。
- ・保護者への学習成果の伝達のしかたについて検討する。

## ○進路指導の準備（「3分類」⑰関係）

- ・中学中等入試や高校入試制度が複雑化しているため、入試制度の簡素化や校務支援システムの利用などを県教委に働きかけていく。

## ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・特性を持つ児童生徒の早期発見と適切な学びの場の設定のため、令和9年度、5才児健診の実施に向けて保健福祉部との話し合いを継続する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携を密にし、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を強化する。具体的には、「こどもの未来応援センター」やこども発達支援センターのぞみ園との情報交換を密にする。また専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーと連携し、対応に関しての教育職員のスキルを向上させる。
- ・未然防止、早期対応が教育職員の負担を減らすことになることに鑑み、即日対応を原則とし、連絡漏れのないようにする。解決困難な事案は校長を通して、教育委員会と共有し、解決を目指す。
- ・教育委員会において不登校支援訪問を年5回程度は行い、個別対応のしかたについて協議をする。
- ・外国人の児童生徒やその保護者への日本語指導に係る支援員との連携を促進する。訪問型家庭教育支援体制の充実を図り、学校との連携を促進する。
- ・市顧問弁護士や県のスクールロイヤー等の専門家に学校が相談できる体制の充実を図る。

## (2) 学校における措置の推進

学校において以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・週当たり授業時数については、28時間にしており、令和8年度の各学校の教育課程における年間総授業時数を年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。教育課程編成に際しては、学習の習得状況や弱点を把握し、補充学習等ができる体制を整える。また、次期学習指導要領の答申や審議の進捗も参考にしながら、「余白」の利用についても検討する。

- ・決められた時間以外の電話は教育委員会に掛かるよう案内されている。勤務時間内通話の自動録音機能も令和8年度中に全校に設置する予定である。
- ・保護者連絡システムを変更することによって、今まで学校から発出していた配付物を教育委員会から直接各家庭に連絡できるようにする。
- ・夏休みについては、早出遅出勤務制度を認め、ワーク・ライフ・バランスを考えられるようにする。
- ・デジタル技術により、会議等を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検を実施し、達成状況を令和11年度までに70%にする(参考;令和6年度49.84%)。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・教育職員の健康に関しては、各校ラインケアの体制づくりを進め、管理職が主体となり、複数の職員が関わり支え合う教職員集団をつくる。精神的な負担から療養休暇等を取得する教員を出さないようにする。心身の健康問題を抱えている教育職員については、教育関連相談受付電話「かっぱコール」でも相談を受け付け、相談内容を当該校の管理職と共有し、連携して、外部機関との連携を勧めていく。
- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員については医師による面接指導を勧める。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率100%を継続し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境改善を推進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、牛久市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・市長部局や学校運営協議会と連携し、教育業務支援員や地域ボランティアの確保・充実について推進する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェック等の結果から把握する。
- ・毎月管理職が、20時間を超えた段階で教職員と面談をすることにより、教職員の業務の効率化の意識を高め、超過在校時間の減少に繋げる。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。